

# 新型コロナウイルスにかかる特例貸付を 借りられた皆さまへ

厳しい経済状況が続く情勢を受け、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を借りられた方の返済開始（据置期間）の延長が厚生労働省において決まりました。

返済開始時期が延長となる方は、令和4年3月末日以前に返済が始まる方で、現時点で返済が始まっていない方です。

返済開始時期は、令和4年4月以降となります。

該当する方に対しては、厚生労働省から詳細が示され次第、兵庫県社会福祉協議会が返済開始時期等を個別に郵送にてご案内いたします。

詳細は兵庫県社会福祉協議会からの文書でご確認いただきますようお願いいたします。

**実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**  
神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944  
受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）